



デモクラシーをめぐる一考察：  
ダルジャンソンの王政改革論を手がかりに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-06-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永見, 瑞木 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00016888">https://doi.org/10.24729/00016888</a>

# デモクラシーをめぐる一考察 －ダルジャンソンの王政改革論を手がかりに

永見 瑞木

## 1. はじめに － 王政改革のなかのデモクラシー

18世紀後半の王政下のフランスでは、すでに従来の身分制秩序とは異なる代表制の原理に基づく地方議会のあり方が、新しい社会を望む人々のあいだでは展望されていた。それらは、一つには錯綜を極めた不平等な徴税制度の改革を目指したものであったが、そうした狭い目的にとどまらず、統治の組織全体を視野に入れた新しい国制の構想として示された<sup>1</sup>。

数学者としてのキャリアを積みながら、財務総監テュルゴのもとで王国行政の改革に携わった経験から政治への関心が芽生えたコンドルセもまた、そうした一人であった。彼は敬愛するテュルゴが思い描いていた市町村議会の構想を引き継ぎつつ、また他方では英国からの独立を遂げたばかりの同時代アメリカの人々の国家建設の動きに鼓舞されながら、1780年代の半ばには地方議会の再編を軸とする王政改革論（『地方議会の構成と役割についての試論』）を執筆している。

そのなかで興味を引くのが、論拠として直接固有名を示すことのあまりないコンドルセにしては珍しく、二人の人物の名を対比させる形で挙げている箇所である。第4章「諸議会の構成」の中で、コミュノテの総会から市町村議会、地区議会、地方議会と、それぞれの代表者を上位の議会に選出することで形成された階層的な地方行政議会の仕組みを詳述したうえで、コンドルセは次のように述べている。

「こうした民主的な形態は君主政において危険であるとおそらくは言われるだろう。実のところ、それらがダルジャンソン侯爵の権威を味方につけるものだとすれば、モンテスキューの権威はそれらに相反する。」<sup>2</sup>

ここにコンドルセは、自身の地方議会の構想がある種の「民主的な形態」をとるものであることを認めている。そして、一般にはそれが君主政にとって危険をもたらすという認識が共有されているにも関わらず、ダルジャンソンの議論によってそれとは異なる見方を根拠づけようとしているようである。このコンドルセの地方議会論の着想の源泉は、彼にとって最も身近な存在であったテュルゴの構想にあることは確かだが、王政下における行政議会の改革をめぐっては、フィジオクラットを始めとする同時代の人々のあいだで既に議論の蓄積があり、おそら

<sup>1</sup> 「国制」とした constitution の意味については、以下の註 46 で触れる。

<sup>2</sup> « On dira peut-être que ces formes démocratiques sont dangereuses dans une monarchie ; et il faut avouer que si elles ont en leur faveur l'autorité du marquis d'Argenson, celle de Montesquieu leur est contraire », *Essai sur la constitution et les fonctions des Assemblées provinciales*, Œuvres de Condorcet, t.VIII, p.186.

くコンドルセもそのいくつかには触れていたと考える余地は十分にある<sup>3</sup>。そこで、上に引用したコンドルセの主張を一つの手がかりにすると、コンドルセの王政改革論の同時代の政治思想的文脈への位置づけを考えるにあたっては、ダルジャンソンの改革論を一つの比較の参照点としてみることができるようと思われる。ちなみにダルジャンソンと対比されるモンテスキューに関しては、先の引用に続く部分で、貴族の団体など、君主政における中間団体を擁護した立場に対して、それが人民にとって多大な負担を強いるものであるなどの理由から、コンドルセは批判的な態度を示している。

先に見通しを示すとすれば、コンドルセが示唆するように、彼の地方議会論を、いわば王政改革という枠組みのなかで「民主的な形態」を取り込む試みとして捉えたとき、世紀前半のダルジャンソンの問題関心との共通性が見えてくるだろう。そもそも、ダルジャンソンの王政改革論につけられた当初の表題がまさに、「君主政のなかに、どこまでデモクラシーは認められるか」なのである<sup>4</sup>。

本稿では、以上のような問題関心を念頭におきながら、時代状況の異なるコンドルセとダルジャンソンの改革論の本格的な比較を行うというよりも、そのための素描として、両者に共通するように思われる王政改革のなかのデモクラシーという視点に注目してみたい。特にここでは、君主政とデモクラシーはいかなる論理で結びつくのか、そもそもここでのデモクラシーとは何を指すのか、が問われる。

また別の視点から言い換えると、本稿は先のコンドルセの指摘を導きの糸としながら、これまで十分に注目されることのなかった18世紀フランスにおけるデモクラシーをめぐる議論の系譜を探る試みでもある。いわば、その一つのサンプルとしてダルジャンソンの議論に注目することになる。そして本稿は18世紀の議論を政治思想史的な関心から扱うが、それは今日の問題とも無関係なわけではない。21世紀の今日では、民主社会における大統領制化の動向に対して、執行権力の民主的な統制、あるいは民主的な「統治」のあり方について関心が集まっているが<sup>5</sup>、本稿との関係で言えば、統治・行政とデモクラシーの関係を問うという共通の問題領域を見出すことが可能であろう。

以下ではまず、18世紀フランスにおけるデモクラシーをめぐる主だった言説を確認した上で、コンドルセも参照したと思われるダルジャンソンの改革論（同時代の多くの読者には『フランスの古今の統治に関する省察』として知られた）におけるデモクラシーをめぐる議論を検討することにしたい。

---

<sup>3</sup> コンドルセ自身、地方議会論の冒頭で次のように述べている。「古い身分制議会も新しい地方行政機構もないすべての地方における議会の確立は、あらゆる開明的な人々からは、国民の運命に対してその広がりを見積り難いような影響を及ぼすであろう、画期的時代になると考えられていた」(*Assemblées provinciales*, Œuvres de Condorcet, t.VIII, p.117)。

<sup>4</sup> 本稿では *démocratie* の訳語は、君主政と並ぶ政治体制の一カテゴリーとして限定的に捉える場合には民主政とするが、「君主政のなかのデモクラシー」に注目するため、基本的にはデモクラシーとそのまま表記する。

<sup>5</sup> 例えば、Pierre Rosanvallon, *Le Bon gouvernement*, Édition du Seuil, 2015 (『良き統治－大統領制化する民主主義』, 古城毅他訳, みすず書房, 2020年)。

## 2. 18世紀フランス政治思想におけるデモクラシー概念

近代フランスにおけるデモクラシーの歴史に詳しいロザンヴァロンの指摘によれば、人民が主権を握る政治体制（régime）をデモクラシーと呼ぶようになるのは比較的遅く、フランスでは政治の言説においてデモクラシーという言葉が実際に流通するようになるのは、ようやく1848年のことであるという<sup>6</sup>。人民主権の原理が定式化され、認められるようになってからはだいたい後ということになる。ポピュリズム現象や反知性主義など、デモクラシーの抱える内なる矛盾の顕在化が指摘される現在においても、デモクラシーの理念を少なくとも正面から否認することはあまり見られないが、古代ギリシアにおいてはデーモクラティアが多数による支配体制の墮落した形態を指したように、長らくそれはネガティブな意味合いを帯びていたことを思い起こしたい。

ここで本稿の対象とする18世紀のいくつかの視点を振り返ってみよう。例えば、モンテスキューは『法の精神』において、政治体制の分類という政治学の伝統的な主題に対して、独自の問題関心から手を加えている。同時代のフランス王政の専制化を懸念するモンテスキューによる分類の特徴は、いずれも一人による支配体制である王政と専制の区別にあり、民主政は貴族政と並ぶ共和政の中のサブカテゴリーに位置付けられている。「共和政において、人民が全体として最高権力をもつとき、それは民主政である」<sup>7</sup>。また「人民だけが法律を作ることが民主政のもう一つの基本的な法律である」とするように、民主政では人民が立法権力と執行権力の双方を握る。ただし、それは必ずしも人民自らが執行者となることは意味せず、人民が執行者である役人の任命を担うことがポイントとなる。「最高権力をもつ人民は、彼がよくなることは全て自分の力でなすべきであり、彼がよくなしえないことはそれを彼の職務執行者（ministres）を通じてなすべきである。人民の職務執行者は、人民がこれを任命するのなければ、人民に属してはいない。したがって、この政体の基本的格率は、人民がその職務執行者すなわち役人（magistrats）を任命するということである」。ここで役人の任命方法としては、選挙ではなく抽選によるというのが民主政の特徴とされた。「抽選による選出は民主政の本性にふさわしく、選出による選出は貴族政の本性にふさわしい」。

こうしたモンテスキューの共和政や民主政をめぐる議論では、古代ギリシア、ローマが常に参照されるように、共和政や民主政は既に過去の時代のものとして捉えられている。とりわけ徳がその原理として要求され、質素や平等への愛、祖国への献身といった態度が求められる点などは、手工業や商業、財政や富、さらには奢侈について大いに語られる18世紀の君主政の場合とは、鮮やかな対比をなしている。

続いて、ルソーの『社会契約論』での議論を見ておきたい。ルソーによれば、政治体の意志である立法権力と、その意志に基づいて政治体を動かす力である執行権力とは区別される。そ

---

<sup>6</sup> Pierre Rosanvallon, 'The History of the word "democracy" in France', *Journal of Democracy*, vol.6, number4, October 1995.

<sup>7</sup> 以下の引用は『法の精神』第2編第2章「共和政体について、および、民主政に関する法律について」(Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, 1, Gallimard, 1995) から行う。

して前者は一般意志に関わる主権の問題として、後者は個別の事柄を扱う政府 (gouvernement) や統治者 (Prince) の問題として、それぞれ第2編、第3編において順に論じられる。ここで政府は国家 (État) と主権者 (Souverain) を媒介する中間項として位置づけられているように、ルソーにおける統治の議論は、人民主権論の重要な構成部分として、あくまでその枠内に置かれていることを忘れてはならない。

ルソーによれば、政府はその構成員の人数に応じて様々な形態をとりうる。ここから民主政、貴族政、君主政という政府の形態が区別されるが、このうち民主政については次のような定義が与えられる。「主権者は、政府を人民全体または最大多数の人民に委任して、単なる個人としての市民の数よりも、行政官たる市民の数が多くなるようにすることができる。このような政体は「民主政」という名で呼ばれる」<sup>8</sup>。すなわち民主政では、立法権力と執行権力がいずれも人民 (あるいはその大多数) によって担われる。法を作った者は誰よりも、法がいかに執行され解釈されるべきかを知っているのだから、この立法権力と執行権力の結合した民主政は最良の政体のようにも思われる、とルソーは述べる一方で、それは区別されるべき事柄が区別されておらず、統治者と主権者が同一人物の、いわば「政府なき政府」という不十分な形態であるという。このようにルソーは民主政に対して極めて両義的な態度を示している。

さらに、民主政では公的な事柄が私的利益の影響を受けやすいという危険が伴い、立法者の腐敗とも隣り合わせである。こうしたことからルソーは、「厳密な意味では、これまで真の民主政は決して存在しなかったし、これからも決して存在しないだろう」と述べ、「もし神々からなる人民があれば、その人民は民主政をとるであろう。これほどに完全な政府は人間には適しない」と結んでいる。このように、過去の歴史上にも、そしておそらく未来にも、真の意味での民主政は存在しないだろうというのがルソーの判断であった。

モンテスキューにしてもルソーにしても、いずれも民主政は古代の社会のものと捉えられており、同時代における実現の可能性については言及がなされない。もっとも『社会契約論』におけるルソーの主要な関心は、デモクラシーそれ自体よりも人民主権にあり、それが実現された共和国にあったともいえるだろう<sup>9</sup>。

この点で、フランスの文脈を離れるが、同時代の議論として、アメリカ建国期の連邦憲法草案の擁護のための政治文書である『ザ・フェデラリスト』におけるデモクラシーへの言及にも注目できる。マディソンの執筆とされる有名な第10篇は、派閥の弊害とその匡正について論じているが、そこでは純粋な民主政 (pure Democratie) と共和政 (Republic) が区別され、前者は市民の政治への直接参加を特徴とする、古代の社会において存在したものが想定されている。「純粋な民主政、すなわち少数の市民から構成されており、その全市民がみずから集まり、みずか

---

<sup>8</sup> « Le Souverain peut, en premier lieu, commettre le dépôt du Gouvernement à tout le peuple ou à la plus grande partie du peuple, en sorte qu'il y ait plus de citoyens magistrats que de citoyens simples particuliers. On donne à cette forme de Gouvernement le nom de Démocratie », J.J.Rousseau, *Du Contrat social*, GF Flammarion, p.104.

<sup>9</sup> ここにはルソー研究者の B. ベルナルディも指摘するように、ルソーが「共和国 République」の名で呼んだもの (人民が主権者であり臣民でもある政体) が、現在ではデモクラシーの名で呼ばれるという言葉のずれがある。Flammarion 社刊行『社会契約論』のベルナルディによる註 (*Ibid.*, p.223) を参照。



ら統治する社会を意味する純粋な民主政は、派閥のもたらす弊害に対してこれを匡正することはできないのである」<sup>10</sup>。一方の共和政については、政府を一部の市民に委ねる代表制の採用を特徴とし、民主政に比べて派閥の匡正をはじめとするいくつもの利点を有するとされ、新しいアメリカ合衆国の統治構造として期待されていた。

ところで前項で紹介したコンドルセにとって、このアメリカ建国期の知識人たちは同時代人にあたり、その何人かとは実際の交流もあった。そしてコンドルセがフランスの王政改革を論じる際に常に意識したのは、同時代のアメリカ社会の動向であった。彼は革命前の論説において、アメリカ市民の視点から、権力均衡論に対抗して一院制立法府の擁護論を展開しているが、その際に「代表民主政 *démocratie représentative*」という、当時はまだ新しい語彙を用いて、その政治秩序を素描していた<sup>11</sup>。古代の共和国において人々は「平和と平等が同時に存在する代表民主政を組み合わせる手段を知らなかった」とするように、コンドルセは代表民主政の特徴を、古代の共和国に見られた貴族と平民の間の絶え間ない闘争と対比された、平穏な秩序と平等の両立のなかに見出している<sup>12</sup>。そして単一の立法府に対して、その選出母体であり、上位の権威をもつとされる全国の地区議会が「監視役」となることで立法権力に歯止めをかける制度をもって、「代表民主政」の具体化が試みられるのである。デモクラシーが未だ古代の社会と結びつけて論じられたなかであって、同時代の新たな政治秩序としてそれを位置付け直した点に、コンドルセの視点の斬新さを見出すことができるだろう。

### 3. ダルジャンソン侯爵の改革論

ダルジャンソンの名は、『社会契約論』のなかでルソーがその名を度々引用していることでも知られているだろう<sup>13</sup>。ルネ＝ルイ・ド・ヴォワイエ・ド・ポールミー、ダルジャンソン侯爵 (René-Louis de Voyer de Paulmy, marquis d'Argenson, 1694-1757) は、18世紀前半に同時代フランスの社会制度を大胆に批判したことで知られる文筆家であり、政治家でもあった。後世には本稿で取り上げる論考の著者としてのほか、オーストリア継承戦争時の外務大臣 (1744-1747) として、あるいは同時代の回想録を残したことでも知られている。モンテスキューやフォ

---

<sup>10</sup> « a pure Democracy, by which I mean, a Society, consisting of a small number of citizens, who assemble and administer the Government in person, can admit of no cure for the mischiefs of faction», A.Hamilton, J.Madison, J.Jay, *The Federalist*, No.10, ed.Jacob E.Cooke, Wesleyan University,1961,p.61.

<sup>11</sup> この議論については拙著、永見瑞木『コンドルセと〈光〉の世紀－科学から政治へ』（白水社、2018年）第三章第二節「代表民主政」の構想」で扱った。なお「代表民主政」という語彙が使われた最初の例は、1777年のアレクサンダー・ハミルトンによるものとされるが、コンドルセの場合もごく初期の例であり、フランスでは革命期の総裁政府期になって普及する。Raymonde Monnier, ‘*Démocratie représentative* » ou « *république démocratique* » : de la querelle des mots (République) à la querelle des anciens et des modernes’, *Annales historiques de la Révolution française*, 325, pp.1-21 を参照。

<sup>12</sup> Condorcet, *Lettres de Bourgeois de New Haven*, (Œuvres de Condorcet, t.IX, p.84.

<sup>13</sup> ルソーとの別の接点としては、ダルジャンソンもまた1753年にディジョンのアカデミーが提出した懸賞論文（論題は「人々のあいだにおける不平等の起源は何か、そしてそれは自然法によって正当化されるのか？」）に応募し、ルソーと同じく落選している。

ントネルといった当代の知識人が集い、道徳や政治の改革論議が繰り広げられたランベール侯爵夫人のサロンや中二階クラブの常連であり、サン＝ピエールやヴォルテールといった著名人と親交をもっていた<sup>14</sup>。

### (1) 批判校訂版について

改革論の内容の検討に入る前に、最近刊行されて間もない批判校訂版の编者 A. ジェインチルによるイントロダクションを手がかりに、出版の背景や論点などを確認しておきたい<sup>15</sup>。この批判校訂版は手稿や筆写本、刊行本の詳細な比較検討に基づいている。编者によるイントロダクションも充実しており、この出版により今後のダルジャンソンの政治思想研究の進展も期待される、画期的なものである。

テキストの確定に関わる問題について触れておこう。1720 年代終わりか 1730 年代初めには執筆を開始し、1737 年頃に原稿が完成した後も、ダルジャンソンは原稿に度々修正を加えており、著者の死後に刊行された初版（1764）と第二版（1784）のほかにも、いくつもの筆写本が残されているというテキスト解釈にとっては複雑な状況がある<sup>16</sup>。ダルジャンソンのテキストそれ自体と、テキスト執筆後の約 25 年もの間に彼自身がテキストに加えた修正の双方を確定することを目指した今回の批判校訂版では、当時ダルジャンソン自身が厳選した周囲の知識人のあいだに普及するつもりで準備した手稿が基本テキストとされている。それはまた 18 世紀のより多くの人々のあいだに普及した初版本に最も近いものとされる。

### (2) 全体の概要

次に全体の概観を示しておく、全体は八つの章から構成されている。第 1 章「定義」では、政治体制の分類という政治学の伝統に則りながら、ヨーロッパ各国の政府のあり方について簡潔に所見が述べられる。第 2 章「諸原理」では、具体的な改革案を示すに先立って、それを根底で支える、いわばダルジャンソンの政治哲学といえるものが示される。再び、第 3 章「諸外

---

<sup>14</sup> 日本語でダルジャンソンの政治・経済思想について紹介したものでは、木崎喜代治「ダルジャンソン侯爵の自由の観念」樋口謹一編『モンテスキュー研究』、白水社、1984 年を参照。

<sup>15</sup> D'Argenson, *Considérations sur le gouvernement, a critical edition, with other political texts*, ed. Andrew Jainchill, Voltaire foundation, university of Oxford, 2019.

<sup>16</sup> 現在残るのは、そのうち五つの筆写本と、既に失われた手稿に基づいて 19 世紀にダルジャンソンの大甥にあたる人物が修正を加えた初版本の筆写本である。また 18 世紀の刊行本のうち、初版は出版者マルク・ミシュル・レイにより 1764 年に出されたが、多くの誤りや重要な欠落を含んでいた。一方、第二版はダルジャンソンの息子により 1784 年に出されたが、その際には修正という以上の書き直しもなされ、もはやダルジャンソン本人のテキストとは認めがたいとされる。とりわけ重大なのは、ダルジャンソンによる詳細な改革案の内容に関わる部分である。この第二版で示される改革案は、1775 年に出版されたテュルゴの『市町村議会についての覚書』（執筆はデュボン・ド・ヌムール）に非常に似ていることから、ダルジャンソンの息子が、テュルゴの市町村議会構想と、1778 年から 79 年にかけて開始されたエレクトゥール地域での地方議会創設という政府側の動きに照らし合わせながら、父親の著作に手を加えたのではないかと推察されて

国において貴族政と民主政のもたらしたもので、第1章での政府の分類に基づき、フランス以外の各国ごとの状況がより詳しく論じられる<sup>17</sup>。そして第4章「フランスにおける古い封建政体」では、封建政体をめぐるブーランヴィリエの議論に対する反論が示され、第5章「われわれの歴史に見るフランスにおけるデモクラシーの進展」では、「君主政の始まり」からルイ十四世の時代までに見られた君主の権威の確立、デモクラシーの拡大、封建貴族の衰退の様子が辿られる。続く二つの章、第6章「フランスにおいてデモクラシーを広げるための諸策」、そして54の条項を含む第7章「フランスのために提案された統治の計画」では、具体的な改革案が示される。最後に第8章「結果、反論、結論」をもって締められる。

### (3) 「君主政的デモクラシー」への関心

ダルジャンソンのテキストの表題には若干異なるヴァージョンが存在するが、彼が執筆の当初つけた表題は「君主政 (*gouvernement monarchique*) のなかに、どこまでデモクラシーは認められうるか」であった<sup>18</sup>。つまり彼の関心は端的に、フランスの君主政のなかにデモクラシーを導入することを統治の視点から論じることにあつたといえる。別のテキストでは「君主政的デモクラシー (*la démocratie monarchique*)」という表現が見られたり、「私のデモクラシーの体制」、「君主政的デモクラシー論」などと記されている。ここからは、ダルジャンソンのデモクラシーに対する特別な関心が窺える<sup>19</sup>。

その一方で、表題に添えられた「この政治論は、フランスの古い封建政体に関するブーランヴィリエ氏の政治論に際して執筆された」というコメントにも窺えるように、この論考は同時にフランスの封建政体およびその歴史に関するブーランヴィリエの論説に対する反論の表明でもあった<sup>20</sup>。ダルジャンソンによれば、リシュリュー枢機卿以来、フランスでは王権の栄光と活力は臣民の隷属状態に基づくという思い込みが広まっているが、この論説はその反対を証明し、封建政体の欠陥を示すことが目指されるという。この点は特に第4章、第5章の扱う封建政体批判やフランス史の中で論証されることになる。さらにヨーロッパ諸国の様々な政府の検討を通じては、「主権者の権威のもとでの人民による行政 (*administration populaire*) は、公権

---

いる。

<sup>17</sup> 具体的には、君主政、貴族政、民主政の混合政体をとるイングランドとスウェーデン、貴族政のヴェニス、ジェノヴァ、ポーランド、ゲルマン諸国、民主政のオランダとスイス、君主政のデンマーク、スペイン、ポルトガル、サルデーニャ、教皇、ナポリ、シチリア、モデナ、ハプスブルク家支配下のドイツ、専制政のロシアとトルコが扱われる。

<sup>18</sup> «*Jusqu'à où la démocratie peut être admise dans le gouvernement monarchique*». 初版本では «*Considérations sur le gouvernement ancien et présent de la France*» (『フランスの古今の統治についての省察』) に改変されている。

<sup>19</sup> *Considérations*, Introduction, p.30.

<sup>20</sup> ブーランヴィリエの主張は、フランスの貴族はガリアの地のローマ人とガリア人とを征服した古代ゲルマン民族の一派であるフランク族の後裔であるとする。この主張を引き継ぐ「ゲルマニストのテーゼ」側に対して、ローマ皇帝とフランス王家の連続性を説くのが「ロマニストのテーゼ」である。19世紀初頭まで続くこのフランス王政の起源をめぐる政治的論争の文脈では、ダルジャンソンの議論はロマニスト側に位置づけられる。Elie Carcassonne, *Montesquieu et le problème de la constitution française au XVIII<sup>e</sup> siècle*, pp.45-50, を参照。



力を全く減じるものではなく、それを増強さえするし、それは人民の幸福となる」ことを示すという<sup>21</sup>。

そこで問題となるのが、ダルジャンソンの議論においてデモクラシーとは何を指すのか、君主政とデモクラシー、統治と「人民による行政」はいかなる論理で結びつくのかという点である。これらを念頭に、議論のいくつかの特徴を検討しよう。

第1章「定義」では、伝統的な政体分類論をほぼ踏襲する形で民主政の説明がなされるが、それによると、「民主政とは人民による統治 (*gouvernement populaire*) であり、貴族や平民という区別なく、すべての人民が平等な部分に与る」。さらに「誤った民主政」と「正しい民主政」が区別される。前者が「群衆による統治」であり、やがて無秩序に陥るのに対し、後者は代表制の採用をその特徴としている。「真の民主政においては、われわれは代表者によって活動し、これらの代表者は選挙によって権威づけられている」<sup>22</sup>。その例として挙がるのは、オランダ連邦共和国である。フランスについては、いつの時代も多かれ少なかれ貴族政が混じった君主政の王国 (*royauté monarchique*) であったとされる。

ダルジャンソンの議論の特徴を捉える上では、彼の考えるデモクラシーが何と対比されているかを押さえておく必要があるだろう。それは君主政にデモクラシーを導入するという関心においてすでに明らかではあるが、デモクラシーと対比されるのは貴族政である。ただし、貴族政に対するダルジャンソンの態度は全面的な対決の姿勢とはやや異なり、むしろ社会の歴史的変化のなかでの貴族階級の変質に対する鋭い観察に基づいた同時代批判という意味合いが強い<sup>23</sup>。ダルジャンソンの定義によれば、貴族政とは「貴族による国家の残りの部分に対する統治である」<sup>24</sup>。民主政と同様、それはさらに「正しい貴族政」と「寡頭制あるいは誤った貴族政」に区別される。「正しい貴族政」では「生まれと慎慮によって識別された人々が共通の善のために絶対的に統治する」のに対し、「誤った貴族政」では「少数の市民が篡奪によってあらゆる権威を不当に手にし、すべてを彼らの利益あるいは情熱にもっていく」。そしてヴェネツィア共和国が「最も完璧な貴族政統治」の例として高く評価される。ダルジャンソンも貴族政の長所は認めており、それを貴族の生まれ持った「勇敢さ」や「徳」という資質、祖先を模範とすることで得られる名誉、墮落への嫌悪感、教育により得られた知性などに見出している。もちろんこうした視点は、貴族政に対する伝統的見方に連なるものであろう。その反面で、貴族の団体が

---

<sup>21</sup> *Considérations*, p.73. administration と *gouvernement* の語彙の関係については次を参照。Igor Moullier, 'Administration', *Dictionnaire des concepts nomades en sciences humaines*, Olivier Christin, Métailié, 2010. 執行権力の要素の一つとして administration という法的政治的語彙が登場するのは18世紀であり、それ以前には、例えば1694年のアカデミー・フランセーズの辞書では *gouvernement* は administration の類義語の一つとされるように、二つの語彙は類義語として扱われた。それが18世紀末には両者の明瞭な区別が出現する (1798年のアカデミー・フランセーズの辞書では、administration は « direction d'une affaire particulière, d'une partie du gouvernement » と定義される)。本稿の扱うテキストでは明確な区別は見られない。

<sup>22</sup> *Considérations*, p.78.

<sup>23</sup> 貴族をめぐる同時代の議論とダルジャンソンの議論の関係について、Jay M. Smith, *Nobility reimagined*, Cornell University, 2005 を参照。

<sup>24</sup> *Considérations*, p.77.

他の市民から分離し、多数をなす勤労の平民を軽蔑し苛む点に貴族政の欠点が見出されている。社会における特殊な立ち位置を利用し日々特権の拡大に勤しむ貴族に向けられたダルジャンソンの批判的な視線がフランス史を捉えたとき、それは自治的な諸都市の繁栄に見られる人民的統治の進歩、すなわちデモクラシーの進展と、その裏での貴族階級や封建的諸権力の失墜という大きな見取り図の中で描き出されることになる。

ダルジャンソンによれば、デモクラシーの進展は必ずしも順風満帆なものではなかった。何よりその妨げとなったのが、封建政体よりも酷評される官職売買の制度である。封建政体は少なくともその起源においては高貴な性質を帯びていたのに対し、売官制はあらゆる起源の中で最も低俗な部類の、吝嗇、金、強欲を起源とすると言われる。その登場は社会の変質、すなわち徴税制度を牛耳る徴税請負人が現れ、「財政術 *art financier*」を使いこなす金融業者が跋扈する社会を背景としている。フランソワ一世(1494-1547)のもとで始まり徐々に拡大した売官制は、「今日立て直すべきあらゆる悪を生み出した悲惨な発明」であり、人民による統治という見方を全面的に解体したのである<sup>25</sup>。ここにおいて、君主政とデモクラシーは共通の敵をもつことになる。「王権はそれに従属するデモクラシーと対立するはずだとは、もはや誰も言わない。なぜなら、これら二つの権威は、売官制における同じ悪に等しく苦しんでいるとわかるからである。このことはそれらの間の利益の一致による合意を示している」<sup>26</sup>。

君主政とデモクラシーの協調関係に対抗する貴族というこうした図式は、やがてルイ十四世の時代になると新たな段階に入る。ダルジャンソンによれば、フランスの統治は、「大臣による絶対的な意志」という少数の大臣が統治を牛耳る全く新しい体制のもとに置かれた。「主権者は何にも介入せず、主席の大臣も全く置かず、共謀して立ち回る五人か六人の大臣に統治を任せている」<sup>27</sup>。この「六頭政治 (*exumvirat*)」と呼ばれる体制こそが、ダルジャンソンが目前にしている欠陥だらけの政府である。なかでも財政官僚が強大な勢力を誇り、コルベール財務大臣の死後、新たな金銭づくの統治はその極限にまで達していた。

#### (4) 内政の政治学

ダルジャンソンの認識によると、18世紀の同時代、諸学の進展に比べて政治学は立ち遅れた状態にあるという。国内では王位が改められて以来、宮廷など巨大な建造物のおかげで負債が嵩み、商業の新たな開拓は裕福な都市や個人をますます裕福にするばかりで、王国全体にとっては無益なままである。農村の惨状はますます都市との格差を生んでいる。こうした現状にもかかわらず、農業という豊かな宝庫はなおざりにされ、王国の弱体化を招く「偉大さ」や「獲得」といった誤った考えに人々は浸りきっている。

これに対して、ダルジャンソンの目指す政治学は、国家の内政を真の目的とする。すなわち「統治を改善すること」、それにより「人々をより幸福にし、国家をより強力にすること」こそが目指されるべきなのである。「媚びへつらう人々は、内政 (*le dedant*) は外政 (*affaires du*

<sup>25</sup> *Ibid.*, p.135.

<sup>26</sup> *Ibid.*, p.136.

<sup>27</sup> *Ibid.*, p.77.

dehors) にのみ仕えるべきだと君主に説いている。義務が彼らに伝えるのはその反対である。そして、支配を不滅のものとするためにこれほど問題となっている栄光は、征服を行う野心家の君主に対してさえ（彼らの利益がよく聞き入れられる時には）、国家の活力は怠慢によって失墜し、国内の良き行政によって増すということではなければ、何を忠告するのだろうか<sup>28</sup>。こうしてダルジャンソンの関心は国内の良き行政に、すなわち農村に関する事柄、国内の商業、財産の平等、人々の居住状況の改善などに力を注ぐことに向かう。

## (5) 主権者と統治の技術

ダルジャンソンの内政の政治学では、主権者には非常に巧みな役割が期待されている。何よりも「神を完璧に真似ること」が肝要であり、まさにそこに統治の技術が存するという<sup>29</sup>。そして「神は統治し、神は協力する。だが彼は第二原因が自由に活動するのに任せる」、「神の能力は想像しうる限りの至高のものであり、無限である。だが、それはわれわれに関わる事柄については、われわれに全面的な自由を委ねている」という表現がよく示すように、神に喩えられる主権者は、自らが統治の全てを取り仕切るのではなく、統治の詳細についてはむしろ王の名において行動する行政官に自由な裁量の余地を認めるものとされる<sup>30</sup>。「いくつかの事柄において彼〔王〕が自ら支え、別の事柄において彼は擁護に回る。彼は多様な手段によって援助し、しばしば裏方の監督に徹し、自ら実行するよりも実行されるのを見ている」<sup>31</sup>。

そうすると、この統治の技術において肝心なのは、どの程度まで自由な裁量を認めるか、その匙加減である。ダルジャンソンによれば、「節度と厳格さ」から成る統治の技術は、子供の教育と同様に「注意と放任の正しい配合」にこそあるという。締め付けが厳しすぎると自然の本性は窒息し、何も生み出さない。反対に、放置が過ぎると悪弊が優勢となる。政治社会においては、個人々の間に様々な異なる利益が存在するように、村や地方、国民の間にも異なる利益が存在する。主権者はこうした多様な利益を前に、時にはそれらが衝突するのを防ぎ、時にはそれらが「あらゆる飛翔 (essor) と自由をもって」活動するに任せることで、一般利益の実現を図る。「この必要な飛翔をそれらに許すには、これらの市民の団体がある程度の独立性をもって集まり、折り合い、行動することが必要である。まさにこれが、概して諸国家においてコミュニンの権利、市町村の行政官、人民の行政官と呼ばれるものを生み出したものなのだ。すなわち君主政の中に存在する真のデモクラシーなのである」<sup>32</sup>。ここに述べられるように、おそらくダルジャンソンが君主政における真のデモクラシーとして念頭に置くのは、ヨーロッパの自治都市の伝統であろう。彼の視点は主権者の統治の枠組みの中で、自由な経済活動に活発に勤しむ独立したコ

<sup>28</sup> *Considérations*, p.83.

<sup>29</sup> *administration* の正統性の根拠を神学的起源に求めるこうした姿勢は、すでに16世紀のエラスムス（『キリスト教君主教育』）に見られる。I.Moullier, *op.cit* を参照。

<sup>30</sup> *Considérations*, p.84.

<sup>31</sup> *Ibid.*, p.84.

<sup>32</sup> *Ibid.*, p.85. ジェインチルによれば、主権者である君主と人民（あるいはその共同体）の関係については、テキスト間で変化が認められる。特に、人民が集結することに伴う潜在的な危険性が危惧される最初の手稿は、ダルジャンソンも巻き込まれた1730年から1732年の時期のルイ十五世と高等法院との対立を反映しているとされる。

ミューンの姿を捉えている。

このような視点からすると、絶対的な君主政の欠陥はまさに全てに介入する点にあるという。「君主政の絶対的な政府の最大の欠陥は次の点にある。それは、あらゆる事柄に介入したがることである。直属の国王の代官によって、全てを統治したがることである」<sup>33</sup>。ダルジャンソンによれば、確かに国王や国王会議においては、それはすべてをより良く統御するという良き意図に基づくものである。しかし個別の顧問官においては、悪しき意図をもたらす。権力や利益は私物化され、権力の濫用が増え、個別利益がすべてに浸透するなかで、公共の利益という考えは消滅するという。

ところで、人民の行政官に自由な活動の余地を認めるというダルジャンソンの議論は、決して権力の分割を意味するものではない。あくまで主権は「一なるもの、定まったものであるべき」とされ、ローマの護民官、イングランドの諸議会、全国三部会や地方三部会、建言権をもつ高等法院などが分有する権力のあり方について、ダルジャンソンは否定的である<sup>34</sup>。そうした見方は当然ながら、古代ギリシアのポリュビオスに連なる混合政治論について距離を置くことにつながる。王政、貴族政、民主政の正しい配合によって混合政体を維持していることを誇る同時代のイギリス人に対して、遅かれ早かれそのうちの 하나가優勢になるだろうと見るダルジャンソンは、まるで関心を示していない。

一方で、国家の主権に対してコミューンや市町村などの従属的な諸権力が結束して対抗する恐れについては、「分割して統治せよ」という「君主政の偉大な格率」が示される。国家を従属的部分に細分化することは、各々の力を削ぎ、独立した各部分は良き自己統治のためにそれ自体で充足した状態におかれる。そのため「このデモクラシーは君主政にとって全く危険ではない」とダルジャンソンは主張する<sup>35</sup>。むしろこのように細分化された各部分での自己統治の確立により、王権は衰退するどころか活力を増し、堅固さを手に入れる。というのも個々の共同体の規模は均一ではないため、隣り合う共同体の間では「相互の嫉妬」が生じ、それが主権者の意志に対して結束して抵抗や反乱を企むのを妨げるからだという。ここには確固とした主権の下、複数の自律したコミュニティの間である種の競争心が作用するような秩序イメージが浮かび上がる。

ここで第7章の具体的改革案を参照しながら、主権者に従属する諸権力の関係について、もう少し見ておきたい。従属的権力には国王直属の行政官 (*officiers royaux*) と人民の行政官 (*officiers du peuple*) の二種類があり、前者には各県に置かれる地方長官 (*Intendant*) とその補佐官、後者には各自治体 (都市や市場町、村落) に長として置かれる行政官 (*magistrats populaires et municipaux*) がある<sup>36</sup>。この人民の行政官は共同体の権利と利益を代表する重要

<sup>33</sup> *Ibid.*, p.86.

<sup>34</sup> この点でダルジャンソンの議論はボダン流の主権論の系譜に連なるものといえよう。

<sup>35</sup> *Ibid.*, p.162.

<sup>36</sup> 人民の行政官の役割には、税の徴収に関わるもののほか、治安行政 (*Police*)、商業や手工業の統制などが挙げられる。地方長官とその補佐役の主な役割は、人民の行政官の交替であり、行政に関しては監督の役割にとどまる。また前者の任期が1年であるのに対して、後者は3年とされる。解職可能性 (*amobivilité*) が権限濫用に対する歯止めになると考えられている。



な存在であり、ある種の人民の参加の契機をなしている。「行政官はもはや王国のものではなく、市町村のもの、人民のものである必要があるだろう。そうすれば王の保護と権威のもとで、だが人民の利益だけのために活動しうるし、公共の統治に可能な限り公衆は受け入れられることになる」<sup>37</sup>。

任期一年の人民の行政官の選出については、地方長官が任免権を握るが、その選出は選挙ではなく「投票 scrutin」による。これは自治体での投票により候補者を推挙した中から、地方長官が任命するという、両者の協働の仕組みである<sup>38</sup>。

そして君主政の中にデモクラシーを導入し、拡大するための諸策の中でダルジャンソンが重視するのは、売官制の廃止である。「売官制の完全な消滅は、公共の幸福に向けての大きな一歩を確実にもたらすだろう。この改革は、統治の異なった諸部分において、多少とも差し迫った必要性を要している」<sup>39</sup>。ダルジャンソンによれば、官職制度に所有と世襲の原理を持ち込む売官制は、主権者である君主にとっては行政官の選択という特権の喪失、ひいては権力の喪失を意味する。行政官の解任権すら手放すことにつながる。人民の利益のみに仕えるべき行政官においては、公共の事柄の軽視や不正を招くことになる。ダルジャンソンにとって売官制は、主権者・行政官・人民のしかるべき関係を全く歪める制度なのである。

この統治の改革が実現すれば、王国の様相は一変するだろうとダルジャンソンは見ている。「その名に値する国王は、人民の利益に耳をすまし、人民の利益について知るのに彼らの声それ自体の他にいかなる手段ももたないし、人民の自由な活動の他にいかなる原動力ももたない」<sup>40</sup>。すなわち、君主はもはや側近の大臣も貴族も必要とせずに、人民の利益を直接把握しうるという。こうしたダルジャンソンの政治秩序像は端的に言えば、主権者と人民の直接の関係を重視し、個別利益の追求に勤しみ公的利益の実現を歪める可能性のある特権階層（およびその中間団体化）の排除を目指したものと見えるだろう。

18世紀のフランスでは、とりわけ世紀半ば以降、法の登録権という形で立法権の一部を掌握する高等法院と王権との間では緊張関係が高まる場面が増えていくが、この高等法院をめぐっては、王権の専制化を防ぐ自由の守り手として重要な役割を認めるモンテスキュー流の視点とダルジャンソンの視点が相入れないものであることは、以上から明らかだろう。彼は、高等法院の裁判官らが、自らを「新しい貴族階級の主導者」であると信じ、「一般利益に反する個別利益」を確保しようとする集団であるとし、治安行政と財政のあらゆる職務からの高等法院の排除を提案している。ただし、貴族的な集団としての高等法院に対するダルジャンソンの評価には、時代の推移の中で、とりわけ1750年代以降の高等法院と王権の関係や王権に対するダルジャンソン自身の認識を反映して変化が見られるため、具体的な時代状況に照らした慎重な検討が必

---

<sup>37</sup> *Considérations*, p.153.

<sup>38</sup> もともとはサン＝ピエールの提案とされる。

<sup>39</sup> *Ibid.*, p.153.

<sup>40</sup> *Ibid.*, p.177.



要となる<sup>41</sup>。

## (6) 平等の理念

以上に見てきたダルジャンソンの王政改革論は、さらに貴族制の廃止という大胆な主張すら含むものであった。「それゆえ、デモクラシーに好意的なこの論考の諸原理は、貴族階級の廃止に行き着くと言えるだろう。そして間違っはならないのは、ここでは反論ではなく、これはわれわれの結論の確認なのである」<sup>42</sup>。

またこの貴族批判と密接な形で、平等の理念へのダルジャンソンの並々ならぬ関心も示されている。貴族階級の廃止とは「絶対的なプラトンのな平等を求めるのか？」という問いに対して、平等の実現が限りなく困難であることを自覚するダルジャンソンは、否定はするものの、高い目標を掲げてそれに向けて努力すること（「平等への努力」）は決して無益にはならないという。そうした目標として、「あらゆる市民は平等であること」、「各人は自らの行いと、自らの功績の産物である」という二つの原則が掲げられる<sup>43</sup>。言うまでもなく貴族階級、相続された財産や富などはこの原則に反する。

封建政体をめぐる議論では、ダルジャンソンはギリシアの哲学者におそらく自らの考えを託し、「国家の幸福のためには、可能な限り市民のあいだの平等を維持しなければならない」という彼らの言葉を引いている<sup>44</sup>。18世紀という時代にあって社会の変質を目の当たりにしながらも、デモクラシーの古典的な理念である平等にあくまで忠実であろうとするダルジャンソンは、「完璧な統治は、あらゆる部分が等しく守られる統治である」という考えに立ち、平等を単なる理念で終わらせずに、彼のデモクラシーの体制における財産の平等の実現への関心も示すのである<sup>45</sup>。

## 4. おわりに

ダルジャンソンの「君主政的デモクラシー」に向けた改革論が、後世の人々にどのような示唆を与えたのかについては、もはや稿を改めざるを得ないが、最後に再び18世紀後半のある議論を一瞥しておこう。1770年代に地方行政の新たな組織化を試みたテュルゴの視点である。

テュルゴは、王国の抱える諸困難が「全く国制 (constitution) を欠くこと」に起因すると認識

---

<sup>41</sup> ジェインチルによれば、四つの手稿のうち、後の二つでは高等法院の役割に関して、建言権を有益とする視点など、顕著な変化が見られるという。特に1740年代後半から1750年代にかけてのダルジャンソンの高等法院評価の変化は、王政の危険性（とりわけ大臣の専制の問題）への認識と連動している。校訂版のイントロダクションを参照。

<sup>42</sup> *Considerations*, p.194. この点に関しては、テキストによってダルジャンソンの態度に変化も見られる。ジェインチルによれば、ダルジャンソンは貴族制の廃止を一気に求めたのではなく、むしろ代替案として示された行政組織がもはや貴族の存在を不要とし、その結果貴族が衰退したと見るべきとされる。

<sup>43</sup> *Ibid.*, p.195.

<sup>44</sup> *Ibid.*, pp.125-126. 住民の間で平等な土地配分を行ったりユクルゴスの例も引かれる。

<sup>45</sup> *Ibid.*, p.150. とりわけ都市と地方や農村の格差の問題に強い関心を示すダルジャンソンは、貴族の所領の農民への移転、および王国のすべての領地を自由私有地とする提案も行なっている。*Ibid.*, p.185-186.

していた<sup>46</sup>。彼の見るところ、人々の間には社会的紐帯が欠け、個人は公的利益や義務を省みることなく個別利益の追求に明け暮れている。「この社会は、十分に統合されていない異なる諸身分と、互いの間に非常に僅かな社会的紐帯しかもたない人民から構成されている。その結果、各人は排他的な個別利益にのみ専心し、ほとんど誰も自分の義務を果たすことや、他人との関係を知ることを気遣うことがない」<sup>47</sup>。王国に蔓延する「分離の精神」は、政府に負担をかけ、王権の弱体化をもたらす。国王と人民の関係は「ある種の戦争状態」にあり、国王は「すべてを彼自身で、あるいは自らの代理人によって決定せざるを得ない」という。そこでそれに替えて目指されるのが、「共通の利益のために陛下の国民の諸力と諸手段を協力させる」、「秩序と統合の精神」を浸透させることである。こうした視点に立ち、テュルゴもまた税の割り当てや地域行政について一定の自治権を認めた地方の諸議会の組織化を計画するのである。国王を神になぞらえた表現や身分制の原理の排除など、王政の中にデモクラシーを取り込むというダルジャンソンと共通の関心を見出すことができる<sup>48</sup>。

18世紀前半のダルジャンソンの議論を通じて見えてきたのは、王政の基盤を確固としたものとし、公共の利益や幸福を一層増進するための、自治的な地方行政の組織化を重視する視点であった。ここに主権論と民主的統治の絶妙な協調論を見てとることができるだろう。19世紀以降、デモクラシーの概念がますます普及し多様化する前の、一つの重要な問題関心の系譜をこの辺りから探ることができるように思われる。

## 摘要

ルソーが『社会契約論』の中で度々言及し、コンドルセもその地方議会論の中で自らの議論の論拠として名前を挙げているダルジャンソン侯爵(1694-1757)は、18世紀の社会制度を大胆に批判したことで知られる文筆家であり、政治家でもある。彼が1737年頃に書き上げた改革論(『君主政のなかに、どこまでデモクラシーは認められうるか』)では、君主政にデモクラシーを導入し拡大するという、デモクラシーの概念の歴史を考える上でも興味深い主題が扱われている。そこで示されるのは、主権者(国王)の確固とした統治の枠組みの中に、市民のある種

---

<sup>46</sup> ラテン語の *constitutio* に由来するフランス語の *constitution* という語には、異なる二つの意味が結びついてきた。一つは創り出す行為を意味し、こちらは特に法的な用法と結びつき、皇帝、教皇、国王による法や決定の類義語であった。他方では、秩序、配置、構成、組織を意味した(本稿の注目する王政改革の文脈では、*constitution* といった場合、行政組織を指している)。ここからさらに支配者も変更しえない、神に由来する超越的な次元の加わった「*Constitution de l'État*」という表現も登場した。18世紀には、とりわけ1750年代以降、王権に対する高等法院側の対抗的な言説において頻繁に用いられるようになる。以上について次を参照。Arnaud Vergne, 'La première référence à la « Constitution de l'État » dans les remontrances du parlement de Paris', *Le monde parlementaire au XVIIIe siècle*, dir. A.J.Lemaître, Presses universitaires de Rennes, 2010.

<sup>47</sup> Turgot, *Mémoire sur les municipalités*, Œuvres de Turgot, t.V, p.576.

<sup>48</sup> 両者は地方三部会とは距離を置きつつ、エレクトションと呼ばれる徴税機構を置いた地域から改革を進めようとする点も共通する。またテュルゴの場合、デモクラシーという語彙は用いないが、アメリカを念頭に置いた君主政体における「共和主義の諸原理」への言及がなされる。*Ibid.*, p.627.

の参加を促す、「人民の行政官」を長に据えた各自治体を組織化し、その自由な活動を取り込む構想である。ダルジャンソンの想定するデモクラシーの体制では、主権者と人民の直接の関係こそが公的利益の実現にとって重視され、そうした関係を歪める制度や貴族は否定される。ここに主権論と民主的統治の絶妙な協調論を見出すことができる。